

平成22年度 第5回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	河川	江の川下流土地利用一体型水防事業 (川平地区)	江の川はその源を広島県北広島町阿佐山に発し、広島県から中国山地を貫流して日本海に注ぐ中国地方最大の河川である。 昭和47年7月洪水は、江の川全域に降雨をもたらせ、戦後最大洪水となり、流域全域に甚大な被害をもたらした。その後も昭和58年7月洪水では、下流に降雨が集中し、多くの浸水被害が発生した。 通常の築堤方式で施工した場合、堤防と背後の急峻な山に囲まれた窪地に家屋が残ることによる住環境の悪化、田畑が著しく減少する等の弊害が発生する等の理由により、宅地嵩上げにより治水安全度の向上を図る。	平成13年度 事業化	※事業採択後 10年継続中	事業継続	
2	砂防	広島西部山系直轄砂防事業	広島西部山系は、人口・資産・公共施設等が集中し、山陽自動車道・新幹線等の近畿と九州を結ぶ重要交通網が横断する社会経済的に重要な地域であるが、昭和20年の枕崎台風や昭和26年のルース台風による災害、平成11年6月29日の土砂災害など、繰り返し大規模な土砂災害が発生している。 一方で、都市化に伴い宅地開発が山麓斜面に進展しており、土石流による災害が発生する危険性のある渓流が非常に多く集中している。 この地域では、土石流の氾濫が予想される区域に重要な多くの保全対象が分布しているが、土石流による被害は広範囲かつ甚大になる可能性が高いことから集中的に土石流対策を推進する必要がある。 平成11年6月29日土砂災害を契機として、土石流による人的被害、家屋被害、重要交通網の交通途絶等の被害を軽減することを目的として、平成13年度から国による直轄砂防事業を開始した。	平成13年度 事業化	※事業採択後 10年継続中	事業継続	
3	道路	一般国道9号 駒馳山バイパス	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 駒馳山バイパスは、国道9号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした鳥取県岩美郡岩美町本庄から鳥取県鳥取市福部町湯山に至る延長7.7kmのバイパスである。	平成7年度 事業化 平成19年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
4	道路	一般国道9号 浜田・三隅道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 浜田・三隅道路は、国道9号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした鳥根県浜田市原井町から浜田市三隅町森溝上に至る延長14.5kmの自動車専用道路である。	平成16年度 事業化	※事業採択後 7年継続中	事業継続	
5	港湾	三田尻中関港三田尻地区防波堤整備事業	本事業は、三田尻中関港三田尻地区における背後施設を台風等から防護すると共に、港内静穏度の確保を図り、年間を通じた荷役作業の効率化・安全性を向上させるため、防波堤の整備を行うものである。	平成3年度 事業着手 平成17年度 再評価	☆ 再評価後5年経過	事業継続	

※事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

実施要領が改定され「長期間」とは平成21年度までは「10年間」、平成22年度からは「5年間」となったため年数は一定値とならない。(年数：5～10年)

☆再評価実施後一定期間が経過している事業

実施要領が改定され「一定期間」とは平成21年度までは「5年間」、平成22年度からは「3年間」となったため年数は一定値とならない。(年数：3～5年)